

中国政治経済研究部会

南シナ海問題と中華民国外交部檔案

齋藤道彦

台湾の中央研究院近代史研究所^{とう}檔案館が公開している南シナ海に関する中華民国外交部檔案（「中国・フィリピン南沙群島事案」, 中華民国四十五年五月～六月）の電子資料のうち、以下の資料を紹介する。1. 日本統治下新南群島資料（「告示第百二十二号」, 「平田群島（新南群島 西沙群島）の経緯」）, 2. 中華民国関係（中華民国による南海諸島命名表, 「院令南海諸島協助接收事案協議記録」, 「団沙群島事件に関する会議記録」, 「南海群島管理局所轄郷（鎮）村（里）一覧表」, 「中華民国空軍司令部写真情報処判読結果報告」, 「第一期南沙群島移民計画」）, 3. ベトナム関係, 4. フィリピン, クロマの「自由国」運動関係。中華民国は、尖閣問題については中国が釣魚島を「発見し、命名した」ことが尖閣諸島は「古来、中国のものである」証拠と主張しているが、南シナ海の島々については基本的に西洋名をもととしてその訳名を考案している。この点は、尖閣問題の場合とは異なる。

はじめに

南シナ海問題を検討するにあたって、Bill Hayton (2014), *The South China Sea: The Struggle for Power in Asia*, Yale University Press (安原和見訳ビル・ヘイトン (2015) 『南シナ海—アジアの覇権をめぐる闘争史』河出書房新社) が出るに及んで、その全体像を知る手がかりが提供された。同書は、前近代においては南シナ海に国境はなかったことを的確に指摘し、さらに国際法関係・ナショナリズム・資源問題・政治外交関係・軍事問題などに多面的に言及している。

台湾の中央研究院近代史研究所檔案館は2014年4月現在、南シナ海に関する中華民国外交部檔案（「中国・フィリピン南沙群島事案」, 中華民国四十五年〔1956年〕五月～六月）の電子資料を公開している（以下、「近代史研檔案」と略称）。本稿は、南シナ海問題検討材料の一部としてこれを紹介する。ただし、同研究所にはコピー枚数制限があることなどのため、筆者が入手できた資料はその全部ではなく、不完全である。檔案の多くはタイプ印刷だが、

一部に活字印刷，ペン書きがある。なお，数字表記は原文に従い，漢数字・アラビア数字を使い分ける。判読不能ないし判読困難文字は□とし，推定がある場合は〔?〕を付す。また，原文は改行がなくても，わかりやすくするため，引用にあたっては改行することがある。

1. 日本統治下新南群島資料

中華民国外交部檔案には，以下の日本資料が含まれている。

1-1 「告示第二百二十二号」(日本語，活字印刷。近代史研檔案)

「昭和十四年〔1939年〕府令第三十一号高雄州高雄市新南群島の区域は左の通り。

昭和十四年三月三十日

台湾総督小林躋造

左記の通り

一. 新南群島は左の逐次各地点区域内に連結する全島嶼を指す。

地区	地点	地点	地点	地点	地点	地点
北緯12度	9度30分	8度	7度	7度	9度	16度
東経117度	117度	116度	114度	111度30分	111度30分	114度

二. 新南群島の主要な島嶼の名称は左の通り。

北二子島 南二子島 西青島 三角島 中小島 亀甲島

□〔南?〕洋島 長島 北小島 南小島 飛鳥島 西鳥島 丸島

府令第三十一号

大正〔原文は「太正」〕九年府令第四十七号州庁の位置管轄区域及び郡市の名称

位置管轄区域中改正左の通り：

昭和十四年三月三十日

台湾総督小林躋造

高雄州高雄市管轄区域中「内□」の下に「新南群島」を加え，その区域は別に告ぐ。」

1-2 平田群島

外交部檔案に含まれる「平田群島(新南群島 西沙群島)の経緯」(日本語，活字印刷。近代史研檔案)は，筆者名・日付共に未記載である。

「平田群島とは南支那海上，仏領印度支那と比島群島との中程に位置し，この群島は大別して新南群島と西沙群島より成る。此の群島の発見の遅れたる理由は，つまり此の

付近はいわゆる航海危険とされていた為、大洋を通る大汽船が恐れて近寄らなかったことにあると思われる。

西沙群島中の主なる島は、多樹島、リンコル島、ロベル島であり、新南群島の主なる島は二子島、長島、西青島、三角島、中小島、南洋島、北子島、西鳥島等で、何れも日本名が古くからつけられており、二大群島とも全部無人島である。

これらの群島はいずれも珊瑚礁から出来ていて、水面上わずかに出て、島には椰子、榕樹のような木も稀には生えているが、大部分は小さい雑木や雑草が茂り農産、林産方面では殆ど見るべきものはない。

然し島には燐酸質ゲアノ、燐鉍石があり、また鰹、^{かつお} 鮪、^{まぐろ} 飛魚、青海亀、高瀬貝等の海産は豊富である。

此の群島を第一番に発見踏査したのは大正六年のことであり、六月のことであり、それは日本人平田末治氏である。

平田氏は此の群島発見踏査後直ちに英香港総督と仏印総督に対し、此の群島の所属を質したるに対し、英総督よりは、所属不明との返事ありたるも仏総督よりは返事がなかった。

ここに於いて平田氏は各群島を更に詳細に調査を重ねた結果、燐鉍採取事業と高瀬貝採取の漁業を開始した。その燐鉍採取の主たる島は、多樹島、リンコル島、長島、双子島等であり、これ等の事業経営には、各種の設備をほどこし、船舶の荷役棧橋の設備、岸岩を処理して入江を造り、艇舟の出入場を完全にし一日の荷役量五〇〇屯前後 possible 施設にまで発展した。

昭和十年平田末治氏は更に発展すべく、開洋興業会社を作り二、三百名の社員をここに定置した。その事業は漁船の救助、気象の観測、漁船の通信、漁場の監視等の公益事業のかたわらこの島の開発を行ったのである。

その後昭和十三年フランスがベトナム人数十人を長島、多樹島に派遣して占領宣言を發したのであるが、日本政府はこの暴挙に対し嚴重抗議をなしたのである。

この紛争のさなかに米政府はこの群島が平田末治氏の発見踏査を認め『大正十四年すでにこの群島を平田群島として認めている』と發表したのである。

そこで日本政府は、新ためて平田の所有なる旨を世界に宣言したのである。その後ずっと事業を經營したるも、昭和二十年日本敗戦となり、そのまま引揚げたのである。

同全群島には現在数百万トンの燐鉍が埋藏されている。

その後昭和三十一年八月^{ママ}フ〔イ〕リッピン、マニラ海洋学校長トーマス・クロマ氏来日し、南沙群島の領有問題が持ち上がったのであるが、それは平田群島中の新南群島に対する、^{ママ}フ〔イ〕リッピンの新主張と解されるのである。

以上]

この文書によれば、日本の言う新南群島には西沙群島は含まれておらず、主として南沙群島を指している。日本の民間人・平田末治が新南群島・西沙群島を発見したのは「大正六年〔一九一七年〕」のことで、平田はその後、平田群島の開発に着手した。アメリカは一九二五年、平田群島の存在を承認し、それをうけて日本政府は平田による平田群島の所有を世界に宣言したとのことである。それは、日本政府による平田群島すなわち南沙群島の領有宣言を意味すると見られる。中華民国外交部檔案には、この日本語文書を中国語訳しようとした単語のみのメモと見られる資料もある。

2. 中華民国関係

中華民国外交部檔案には、中華民国による南海諸島名命名表、「院令南海諸島協助接收事案協議記録」、「団沙群島（すなわち新南群島）事件に関する会議記録」、「南海群島管理局所轄郷（鎮）村（里）一覧表」、「中華民国空軍司令部写真情報処判読結果報告」、「第一期南沙群島移民計画」などが含まれている。

2-1 中華民国による南海諸島名命名表

中華民国による南海諸島名の命名表は、四種ある。うち一種はコピーの不完全により省略し、二種は紙数の関係により省略し、別稿に譲る。欧文には明らかな誤記が多数あるが、原資料通り表記する。

中華民国三十八年〔1949年〕八月二十二日『中華日報』には、ペンネーム「西沙」による「うるわしき西沙群島」と題する一文と「南海諸島礁中外新旧名称対照表」〔近代史研檔案〕が掲載されており、同紙には「梁嘉彬が〔葉〕公超部長に進呈」したとの1956年5月6日付けの毛筆手書きの書きこみがある。

「うるわしき西沙群島」は、その前書きで、中国・フィリピン関係は現在良好である、「われわれ」は四年前に西沙群島に処女偵察飛行を行なった、当時はフランス兵が西沙群島で活動しており、大きな無線局を設置していた、フランスは十五年前に九つの小島を占領していたなどと述べたうえで、当時、某院長が次の一文を発表したと述べている。以下、要旨。

「われわれ」は三四年〔1945年〕冬に南京から広州に飛行し、翌日、海南島の三亜基地に到達し、さらに西沙群島に上陸した。林島は、西沙群島中、最大の島だ。これは、日本人が戦争中、フランス人から奪ったものだ。周囲はすべて砂浜で港や軍事施設を建設するのは困難なので、到来する船は入れず、小船に乗り換えて上陸するしかない。現在、郵政・電報は設備が整っており、住民は九十余名で、女性・子供はいない。

「南海諸島礁中外新旧名称対照表」は、中央研究院近代史研究所檔案館が2014年4月現

在, 公開している南海諸島名のうち, もっとも古いと見られるものである。島・礁数は, 東沙群島3, 西沙群島33, 中沙群島29, 南沙群島106, 計171である。

表 2-1 梁嘉彬「南海諸島礁中外新旧名称对照表」

新名	旧名	日本名	英名
●東沙群島	東沙群島	同	Pratus Is
東沙島	東沙(大東沙)島	同	Pparas I,
北衛灘	同	同	N, ver ker Bank
南衛灘	同	同	S, Verker Bank
●西沙群島	同	同	Paracel Is
永樂群島		新月群島	Crescent Group
甘泉島	□〔呂〕島	甘泉島	Robert I,
珊瑚島	□島	珊瑚島	Pattle I
金銀島	錢島	金銀島	Money I
道乾群島	浮航島		Duucan Is
探航島	灯島・灯□島・大三脚島	大三脚島	Dumcan I
□〔広?〕金島	掌島	小三脚島	Palm I
普卿島	伏波島	杜林門島・都島	Drummond I,
森□〔屏〕島(灘)	天文島(灘)	天文島	Obsarvation Bank
羚羊島(〔礁?〕)			Antelope Ree j
宜□群島		海神島群	Amphitrite Greup
西沙□			West Sand
趙述島	樹島	樹島	Tree I,
北島	同	同	North I,
中島	同	同	Middle I,
直島	同	同	Louth I,
北沙□〔灘〕			North Lod
中沙□〔灘〕			M ^E ddle Sand
南沙灘			South Sand
永興島	多樹島・林島・武□〔徳?〕島・巴島	林島	woody I,
石島	石島・小林□	石島	Rocky I,
銀□灘	亦□□斯□〔灘〕		Iltis Bank
北礁	北沙島(灘)	北沙島	North Reef
華光礁	□出島	發現礁	Discovery Reeg
玉琢礁	□〔鳥?〕拉多島	符勒多爾島	Vuladore Ref
盤石嶼	海瑞島	柏蘇寄島	Passu Keak
建中島	特□□島・土來□〔塘?〕島・□島	南極島	Triton I,
西渡灘	台□島	台□島・(林康島)	Dido Bank
和五島	東島・玲州島	玲州島	Lincoln I,
滿尖石	同	傍俾	Piramid Rock
蓬勃礁	孟買		Bombay Reef
湛□□	則衝志兒灘・約翰灘	則衝志兒灘	Jeharugire Bank

涓灘
 ● 中沙群島
 西門沙
 本固暗沙
 美濱暗沙
 魯班暗沙
 立夫暗沙
 暗沙
 灘
 武勇沙
 濟猛沙
 海鳩暗沙
 安定連礁
 美 [暗] 沙
 布 暗沙
 波 暗沙
 排波暗沙
 果淀暗沙
 排洪灘
 瀟靜暗沙
 控 暗沙
 華夏暗沙
 石塘連礁
 指掌暗沙
 南屏暗沙
 漫步暗沙
 欒四暗沙
 南暗沙
 民主礁
 憲法暗沙
 一統暗沙
 ● 南沙群島
 危險地帶
 以西各島礁
 [双?] 干 [礁?]

 北干 [礁?]

 南子 [礁]
 永登暗沙
 樂斯暗沙
 中業群礁
 中業島
 [緒?] 碧礁
 道明群礁
 [楊?] 信沙

蒲利孟灘
 南沙群島

团沙群島

隻峙
 北危島

帝都群島 ([鉄?])
 帝都島
 沙比礁
 第三峙

蒲利孟灘
 金輪堆

新南群島

北二子島

南二子島

千律
 三角島

中小島

Bremen Bank
 Macclesfield Bank
 Siamese Shoal
 Bangkok Shoal
 Magpie Shoal
 Carpenter Shoal
 Iliver Shoal
 Pigmy Shoal
 Engeria Bank
 Howard Shoal
 Learimonth Shoal
 Llover Shoal
 Adington Patch
 Smith Shoal
 Bassett Shoal
 Balfour Shoal
 Parry Shoal
 Cawston Shoal
 Penguin Bank
 Tanerd Shoal
 Combe Shoal
 Cathay Shoal
 Hardy Patches
 Hand Shoal
 Maress n Shoal
 Walker Shoal
 Phillips Shoal
 Payne Shoal
 Scarborough Reef
 Truro Shoal
 Helen Shoal
 Tizond Bank

 North Danger
 N. E. Cay
 (North Danger)
 S. W. Cay
 (South Danger)
 Trident Shoal
 Lys Shoal
 Thi-Tu Reefs
 Thitu I,
 Subi Reef
 Loaita Bank and Reefs
 Lankiam Cay

□〔湖?〕南□島		千里□〔錐?〕	Loaita I
□〔鄭?〕和島		長島	Tizard Bank and Reefs
太平島	黄山馬□・長島・大島	北小島	Itu Aba
敦讓沙洲		東北□〔錐?〕	Sand Cay
舶□礁		□□	Petley Reef
安達礁	南乙峙	南小島	Eldad Reef
鴻麻島		三角礁・西南□	Nemyit
南薰礁		〔礁?〕	Grven Reefs
福祿寺礁			Flora Reef
大現礁	大發現礁		Discovery Great Reef
小現礁	小發現礁		Discovery Small Reef
永□礁			Fiery Cross
□〔道?〕□暗沙			Dhaul Shoal
尹□礁			London Reef
中礁			Central Reef
西礁			West Reef
東礁			East Reef
華陽礁			Quarteron Reef
南威島	島子峙・西島島		Spratly Stovm
日積礁			Ladd Reef
奧援暗沙			Owen Shoal
南氣灘			Riifleman Bank
□〔蓬?〕勃□			Bdamay Bank
奧南暗沙			Orleana Shoal
金盾暗沙			Kingston Shoal
広雅灘			Prince od Wales Bank
人□灘			Alexandrle Bank
□□灘			Gainger Bank
西□灘			Prince C ns, xt Bank
万安灘			Vanguard Bank
安波礁洲			Amboyna C. y
□□暗沙			Stay Shoal
危險地帶			
以東各島			Seahorsl or Rauth Bank
海馬灘			Bombay Shoal
蓬勃暗沙			Royal Coptiau Shoal
船長暗沙			Half Moon Shoal
半月暗沙			
危險地帶			
以南各島			Viper Shoal
保衛暗沙			Ardasier Bank
安渡灘			Swallow Keef
彈丸灘			Royal Charlotte Reef
皇路礁			Lousia Reef
南通礁			

北康暗沙
 盟誼暗沙
 南安礁
 南屏礁
 南康暗沙
 海□礁
 海安礁
 澄平礁
 曾母暗沙
 八仙暗沙
 立地暗沙
 危險地帶
 以內各島礁
 □樂灘
 忠孝灘
 神仙暗沙
 仙后灘
 □□〔蘭?〕暗沙
 紅石暗沙
 棕灘
 陽明礁
 東坡礁
 安□〔塘?〕島
 和平暗沙
 費信島
 馬□〔歛?〕島
 西月島
 北恒島
 恒礁
 景宏島
 伏波礁
 汎愛暗沙
 孔明礁
 仙□礁
 美濟礁
 仙□〔賓?〕暗沙
 信義暗沙
 仁愛暗沙
 海口暗沙
 畢生島
 南華島
 立威島
 南海礁
 息波礁
 破浪礁
 玉諾礁

詹姆沙

平島・□島・羅孔

西約克島・紅□峙

辛□〔科?〕・威島・第峙

龜甲島

西青島

Luconia Shoal
 Friendship Shoal
 Sea hore Brekers
 Hayce Reef
 South Luconid Shoals
 Herald Reef
 Stigant Reef
 Sterra Blanca
 Zames Shoal
 Parsons Shoal
 Lydis Shoal

Reed Bank
 Tenplier Bank
 Samdy Shoal
 Fairie Queen
 Lord Auckland Shoal
 Carnatis Shoal
 Brown Bank
 Pennsylvania N Reef
 Pennsylvania
 Amy Doiuglas
 End Thomas Shoal
 Flat I
 Nashan
 West York I
 Ganges N Reef
 Ganges Reef
 Sin Cowe I
 Ganges Reef
 Faney Wreck Shoal
 Pennsy Lvania Reef
 Alicia Annie Reef
 Mischief Reef
 Sabina Shoal
 Ist Thomas Shoal
 Ond Thomas Shoal
 Investigator N E Shoal
 Pearson
 Comwallis Sauth Reef
 Lizzie Weber
 Marivels Reef
 Ardasies Reef
 Gloucester Breakers
 Cay Marino

楡□暗沙		Investigati Shoal
金吾暗沙		S-W- Shoal
校□〔尉?〕暗沙		N-E-Shoal
南樂暗沙		Glasgow
司令礁		Commodore Reef
都護暗沙		N-Viper Shoal (Sen-horse)
指向礁		Direstor
備考欄	東沙群島:北緯二〇度四二分, 東經一〔一〕六度四三分の間, 旧名大東沙。北衛・南衛ともに珊瑚灘。この群島の漁生産は豊かで, 海人草 <small>かいにんそう</small> はとりわけ特産。	
	西沙群島:四〔西〕沙群島は宋代より七淵洋・十里石塘等と称し, 清代に至るもこの称あり。西洋人は Chienei Racks あるいは Paracel island I A d Ree js と訳している。この群島は一群の広大な低く平らな珊瑚島と礁で, 北緯一五度四六分と一七度八分の間, および東經一一〔一〕度一分と一一二度五四分の間にある。	
	森□〔屏〕島(灘):物産は水産・漁業および鳥糞・□鉞がもつとも豊富。	
	趙述島:北緯一六度五九分, 東經一一〔一〕度一六分。	
	永興島:北緯一六度五〇分, 東經一一二度二〇分。	
	中沙群島:西沙群島の東にあり, およそ北緯一五度□四分から一六度一五分と東經一一三度四〇分から一一四度五七分の間にある。	
	民主礁:中□□□北緯一八度八分, 東經一一七度□五分□。	
	憲法暗沙:中心位置は北緯一六度一九分, 東經一一□度四一分。	
	一統暗沙:中心位置は北緯一九度一二分, 東經一一□度五三分。	
	南沙群島:□□南北は北緯一度三〇分(北□□)から南に伸び北緯四度(曾母□□〔暗沙〕□付近)まで, 東西は東經一〇九度□□分, 中一一七度五〇分, □□□□広い。□□区西沙群島大□□□。この群島は□わが国の国民が発見してすでに□百年たち, 無論, 地上の文献および地下の文献とともに証拠がある。民国以後, 歴□日本およびフランスが高望みし, 民国二十二年, □国は突然占領を宣布し, この群島は六□□□により, □□明。わが国は抗議し□□。民国二十□年, 日本は武力で占領し, □□□□「新南群島」と改称し, □□台湾□□甯管轄し, □□□力。民国三十四年, はじめて□台湾光復し, 国領を回収し, □現在, わが国は軍艦が引き続き駐留している。	
太平島:中国□書□□□□。		

付注:上表□一項各島・礁の新訂名称は三十六年〔1947年〕十二月内政部が公布したものである。

南シナ海諸島の島・礁名はほとんどすべて欧名がもとで, 漢字名はその訳語である。欧名の bank は浅瀬, cay は岩礁・珊瑚礁, reef はオランダ語がもとで岩礁・暗礁・砂州, shoal は浅瀬・砂洲の意である。表2-1の「以内各島礁」は, もちろん具体的島名ではない。「危険地帯」は4あるが, 重複ではなく, それぞれの海域で名付けられているところと見られる。

表2-1では, 旧名「団沙群島」が日本名「新南群島」となっており, その新名が「南沙群

島」となっている。表2-1の日本名は、日本名とは思えない表記が多い。

「南海諸島訳名表」（ペン書き。制作日付未記入。近代史研檔案）、「南海諸島名称一覧表」（ペン書き。制作日付未記入。近代史研檔案）は、表2-1付注の言う1947年内政部文書であるかもしれない。

次に、「南海諸島訳名表」をもとに作られたと見られる漢字名を先に置き、西洋名をあとに置いた「南海諸島名称一覧表」（ペン書き。近代史研檔案）があるが、コピーに欠落があると見られるので省略する。その次に「南海諸島名称一覧表」がある。東沙・西沙・中沙・南沙・団沙等の群島名を除き、島・礁数は93で、「南海諸島訳名表」とは島名の出てくる順序が違い、漢字島名の一部に改訂が加えられている。この島名表が、その後の中華民国の主張する南シナ海諸島の中国名となるものと見られる。

中国は、尖閣問題については中国が釣魚島を「発見し、命名した」ことが尖閣諸島は「古来、中国のものである」証拠と主張しているが、南シナ海の島々については中国が「発見した」とまでは言っているが、「命名した」とは言ってこなかったと見られる。中国が釣魚島を「発見し、命名した」と証明できないことは、拙著『尖閣問題総論』（創英社／三省堂書店 2014年3月）で述べた通りである。南シナ海諸島の場合も同様だが、南シナ海諸島の島名は、基本的に西洋名をもととして訳名を考案している。この点は、尖閣問題の場合とは異なる。

ところが、2016年2月16日 NHK テレビ報道は、中華人民共和国が南シナ海諸島について「中国の固有の領土で、中国が発見し命名した」と表明したと伝えた。この報道が事実とすれば、「中国が発見し命名した」という根拠文献名を明示すべきであり、それなしの発言なら出任せと言わざるをえない。

2-2 中華民国「院令¹⁾南海諸島協助接收事案協議記録」（ペン書き。近代史研檔案）

「時間：三十五年〔1946年〕九月二十五日午前九時 地点：内政部會議室

出席者：沈黙（外交部代表） 馬定波（国防部代表） 姚汝鈺（海軍總司令部代表）

傅角今（内政部代表）

主席：傅角今 記録：曹照孟

決議事項

1. 南海各島の接收において、いかに接收範囲を画定するか件

決議：内政部が作成した「南海諸島位置略図」が示した範囲に基づき、行政院が確定し、広東省政府がそれに従うことを命令する。

1) 「院令」は、行政院命令の意と思われる。

2. 内政部が南海諸島名称一覧表を訳し、公決して頂きたい件
決議：修正決定し、行政院に上程して確定して頂く。
3. 南海各島に関する資料をいかに収集し、接収の参考にすべきかの件
決議：海軍総司令部に広く収集して内政部に送り、まとめて準備するよう依頼する。
4. 本件進行状況を協議し、いかに上級に回答するか
決議：内政部に回答して頂く。
5. 各島接収後、いかに表示するかの件
決議：広東省政府が接収に出発する以前に石碑の制作を準備し、立てる準備をし、長島、双子島、スプラトリー〔スプラトリー〕島等のところおよびその他の適当な島で、わが国の領土であることを顕示させ、石碑を立てる地点、形態および碑文等を内政部に書簡で通知し調査に備える。
6. 接収後、各島礁の名称をいかに改定するかの件
決議：内政部が現有の中国語・西洋語の訳名を参照して立案し、行政院に上程して確定したのち、内政部が詳細な地図を作成し、公布し、周知させる。
7. 南海各島の接収に関する情報は暫時秘密とすべきか否かの件
決議：完全に正式接収する以前は、すべて発表しない。
8. 接収軍艦をいかに派遣するかの件
決議：国防部が速やかに派遣するよう要請する。」

2-3 「団沙群島（すなわち新南群島）事件に関する会議記録」（ペン書き。近代史研檔案）

内政部・国防部・海軍総司令部・外交部は1946年9月13日、新南群島の範囲について議論している。この文書では、団沙群島は南沙群島内にあり、太平島の西に位置し、南威島は含まない。

〔時間：三十五年〔1946年〕九月十三日午前十時

地点： 外交部會議室

招集人：内政部 傅角今 国防部 馬定波

海軍総司令部 姚汝鈺

外交部美洲〔アメリカ〕司 程希孟 陳世材 王思曾 沈黙

情報司 凌乃銳

亜東〔東アジア〕司 張廷錚

欧州司 李文顯

主席：程希孟顧問 報告者：陳世材補佐 記録者：沈黙

主席は、今回の会議の議題ののち、陳世材補佐に本部〔外交部〕の団沙群島（すなわち新南群島）接収処理の件の状況を報告して頂く、と報告した。

陳世材補佐：本部は最近、新聞報道によれば、フィリピン外務大臣がフィリピン政府は新南群島（すなわち団沙群島）を国防線とすると声明したとのことである。

また、行政院秘書処が新南群島と南沙群島が同地の二つの名前なのかどうかを究明するよう書簡で要請することを、本部は許可した。

本部は、直ちに駐マニラ総領事館・駐ハノイ総領事館・海軍総司令部・広東省政府および台湾省行政長官公署に代電した。駐マニラ総領事館がアメリカ・フィリピンの関係各方面に問い合わせたところ、いずれも知らないとのことであったとの返電があった。また、海軍総司令部は、新南群島は南沙群島の別称ではなく、その主要な島嶼は団沙群島等を含むと返電してきたので、地図を本部に送ることを許可した。また、台湾省行政長官公署の返電によれば、団沙群島とは新南群島とのことで、本部に参考資料を送ることを許可した。海軍総司令部の返電はアメリカ海軍の資料に基づいており、台湾省行政長官公署の返電は前の日本の台湾総督府の資料に基づいており、両者にはかなり出入りがある。行政院の命令を奉じ²⁾本部が内政・国防両部と協議し、適切に対応等を行なうこととし、本日特に各位にご出席頂いた。

海軍総司令部と台湾省行政長官公署の双方の電文内容の異なる点は、以下の通りである。

- (一) 海軍総司令部は団沙群島は新南群島の一部とし、台湾省行政長官公署は団沙群島はすなわち新南群島としている。
- (二) 海軍総司令部は新南群島は南沙群島・フィリピン婆羅洲および交趾半島³⁾の間にあるとし、台湾省行政長官公署は同群島は西沙群島・フィリピン婆羅洲〔州〕および交趾半島の間にあるとしている。
- (三) 海軍総司令部は新南群島は東経一一二度から一一七度に散布しているとし、台湾省行政長官公署は同群島は東経一一一度から一一七度に散布しているとしている。

現在、われわれが討論すべきことは、(一) いかにして広東省政府がこれらの島嶼の接収に協助するか、(二) いかにして同群島の地理・位置および名称を画定するか、(三) もし接収により外交問題を引き起こすなら、いかにして交渉資料を準

2) 一字空きは、原文「奉 行政院令飭」による。

3) 「交趾半島」は、ベトナム南部コーチシナを指すと見られる。

備するか、である。

討論省略

決議 (一) 国防部が広東省政府に協助し、速やかに団沙群島を接収し、接収の地理的範圍は内政部が決定する。

(二) 同群島の地理的位置および所属各島の名称に関しては、内政部が詳細な図を制作し、新たに確定し、院に上程し、定めなければならない。

(三) 当面は各国に同群島の主権問題を提出する必要はない。ただし、将来発生しうる紛争に対応する見地から、内政・国防両部および海軍総司令部が関連資料を直ちに外交部に送り、交渉の用に備えなければならない。

(四) 以上各点は、外交・内政・国防三部が合同で行政院に回答する。」

この文書によれば、中華民国も当初は海軍総司令部が団沙群島は新南群島の一部だと言い、台湾省行政長官公署は団沙群島はすなわち新南群島だとするなど、日本名=新南群島と南沙群島が同地の2つの名前なのかどうか未確認だった。

中華民国国民政府各部は、この時点(1946年9月13日)では団沙群島の地理的範圍について明確な認識を持ってはいなかったのであり、沖縄県の「釣魚島」の場合、中国が「発見し命名した」と主張したのとは違って、南シナ海各島は「中国が発見し命名した」との立場には立っていないことになる。

2-4 中華民国による南シナ海諸島行政区画

中華民国は、南シナ海諸島について「南海群島管理局所轄郷(鎮)村(里)一覽表」(表2-2)による郷村行政区画を定めた。

この行政区画の設置は、中華民国が1956年頃までに当該島嶼を領有し実効支配しようとした意思の表明であると言える。中華民国から南シナ海諸島の領有権を「継承」している中華人民共和国は、こうした行政区画の設置は海南省三沙市の設置までは行っていない。

2-5 「中華民国空軍司令部写真情報処判読結果報告」

中華民国空軍は、空から南シナ海諸島西沙群島の状況を撮影し、次の報告書を作成した(表2-3)。

表 2-2 「南海群島管理局所轄郷（鎮）村（里）一覽表」（活字印刷，一部手書きによる書き加えあり。
作成年月日未記載。近代史研檔案）

南海群島管理局所轄郷（鎮）村（里）一覽表				
郷（鎮）名称	郷（鎮）公所所在地	村（里）名称	村里長事務所所在地	管轄区範囲
太平郷	太平島			
	太平村	太平島		太平島南□〔遼？〕礁・福祿寺礁・大現礁・小大現礁
		敦□〔謙？〕村	敦□沙洲	敦□沙洲・舶蘭礁・北恒礁・安達礁・恒礁
		鴻麻村	鴻麻島	鴻麻島・孔明礁・□濟礁・仁愛暗沙
		景宏村	景宏島	景宏島・汎愛暗沙・伏波礁・仙□〔賊？〕礁・信義暗沙
玉諾村	玉諾島	玉諾島・校尉暗沙・南□〔楽？〕暗沙・指向礁・司令礁・都護暗沙・金吾暗沙・保衛暗沙・□亞暗沙		
南威郷	南威島			
	南威村	南威島	南威島西礁・中礁・□□〔議場？〕礁・東礁・日積礁・永暑礁・道□暗沙・奧援暗沙・蓬勃堡礁・奧□暗沙・南□□・金南□〔暗？〕沙・□□〔雅？〕□〔灘？〕・人□灘・李準灘・西□〔衛？〕灘・万安灘	
	畢生村	畢生島	畢生島南□〔華？〕礁	
	立威村	立威島	立威島安渡沙洲・南海礁・息波礁・破浪礁・□丸礁・□〔皇？〕路礁・南□〔通？〕礁・盟誼暗沙・北康暗沙・南安礁・南康暗沙・□□礁・澄平礁・曾母暗沙・安渡□〔灘？〕・南屏礁・八仙暗沙・立地暗沙	
安塘郷	安塘島			
	安塘村			
		安塘島	安塘島礼楽□〔灘？〕・忠孝□〔灘？〕・陽明礁・仙后灘・神仙暗沙・海馬灘・□灘・□蘭暗沙	
	□〔黄？〕信村	□〔黄？〕信島	□〔黄？〕信島・和平暗沙	
中業島	中業島			
	中業村	中業島	中業島・中業群礁・□明群礁・渚碧礁	
	南村	南島	南島・楊信沙州	
	西月村	西月島	西月島	

東沙鄉	東沙島	双子村	南子礁	南子礁・北子礁・樂斯暗沙・永登暗沙
		自由村	東沙島	東沙島北部北衛□〔灘〕・南衛□〔灘〕
		平等村	東沙島	東沙島中部
		博愛村	東沙島	東沙島南部
永□〔興?〕 鄉	永□〔興?〕 島			
		永□〔興?〕 村		永□〔興?〕島・銀□〔磔?〕灘
		石島村	石島	石島
		和五村	和五島	和五島・西渡□〔灘?〕・□〔高?〕尖石□ 〔湛?〕□〔灘?〕・□〔濱?〕涓灘・蓬勃礁・ 立夫暗沙・魯班暗沙・□□〔濱?〕暗沙・本固 暗沙・西門暗沙・華夏暗沙・控拜暗沙・□靜暗 沙・排洪灘・果淀暗沙・排波暗沙・波狀暗沙・ 布□〔蘭?〕暗沙・□〔美?〕溪暗沙・安定□ 〔連?〕・□〔礁?〕・海鳩暗沙・濟猛暗沙・武 勇暗沙・石□〔塘?〕□〔連?〕礁・比□暗 沙・指掌暗沙・□□暗沙・屏□〔南?暗沙〕暗 沙・□□灘・民主□〔礁〕・憲法暗沙・一統暗 沙・樂西暗沙・漫步暗沙
趙述鄉	趙述島			
		趙述村	趙述島	趙述島亞沙□〔洲?〕・北礁
		北島村	北島	北島北沙洲
		中興村	中島	中島中沙洲
水樂鄉	甘泉島			
		甘泉村	甘泉島	甘泉島・羚羊礁
		金銀村	金銀島	金銀島
		珊瑚村	珊瑚島	珊瑚島・森屏島
		晋卿村	晋卿島	晋卿□・玉塚礁
		□〔道?〕 乾村	□〔探?〕 航島	□〔探?〕航島・広金島・華光礁
		□石村	□石島	□石□
中建村	中建島	中建島		

以上合計八鄉(鎮)三十二村(里)

表 2-3 「空軍司令部写真情報処判読結果報告」(ペン書き, 報告書の作成年月日未記載。近代史研檔案)

空軍司令部写真情報処判読結果報告			
地名	西沙群島(広東省)	航高	一〇〇〇フィート, 四五〇〇フィート □五〇〇フィート
位置	東経一一〇度～一一三度 北緯一五度五〇分 ～一七度一〇分	焦点距離	24×6々
地勢標高	海平面	比例	$\frac{1}{5000}$ $\frac{1}{9000}$ $\frac{1}{19000}$
偵察任務文号	三十六年〔1947年〕致丹 〇一三号	カメラ機種類 と装置	アメリカ式垂直カメラ
写真来源	空軍第十二偵察中隊	判読完成 年月日	三十六年三月二十日
撮影年月日	三十六年二月六日	参考地図	二百万分の一航空図
撮影時刻	九時五十分	付件	写真図四枚 写真標定図一枚

説明：(1) 西沙群島中の最大島嶼、林島・石島・樹島および鶯非士来特別島は、いずれも判読報告第二十一号に述べられており、本報告が判読した写真は群島中の林島東南の林肯島および林島西南の抜陶児島・羅擺脱島および金錢島を含んでいるだけで、当該各島の位置は標定図を見られたい。

(2) 報告内各地名および位置の標定は、二百万分の一航行図に基づく。

各島詳細：(1) 林肯島 Lincoln island (付第一撮影図を見られたい) は、林島(林島はすでに前判読報告第二十一号内で詳しく説明した。同島は西沙群島中最大の島嶼である) 東南四八キロメートルのところ、東経一一二度四五分、北緯一六度四〇分、面積2340M×92M、全島に小さい樹木が生えており、建築物は発見されていない。

(2) 抜陶児島 Pottle island (付第二撮影図を見られたい) は、林島西南八五キロメートル、東経一一一度三六分、北緯一六度三三分、面積800M×420M、全島の周囲に樹木多く、中央に建築物があり、洋式単層で、家屋は大小計十軒、最大のものは30m×14m、貯水池が一つ、島の南端にトーチカ二個が作られており、フランス軍曹が同島東北端の砂浜に上陸したことがある。現在なおパイロットの偵察報告によれば、フランス軍が占領している。

(3) 羅擺脱島 Robert island (付第三撮影図を見られたい) は、抜陶児島西南六・四キロメートル、東経一一一度三五分、北緯一六度三一分、面積1000M×420Mで尖葉状の形をしており、全島の周囲はすべて樹木に囲まれており、中間は荒地であり、その他の目標は発見されていない。

(4) 金錢島 Money island (付第四撮影図を見られたい) は、羅擺脱島西南一三キロメートル、東経一一一度三〇分、北緯一六度二五分、面積100m×460mで楕円形であり、全島には十字形の道が二本あり、島の東端には家屋二軒があり、このほかにはその他の目標は発見されていない。

完

本報告は計三部作成され、第二十一号の判読報告を補充する。

判読 毛培墻 印
報告整理 王飛鳳 印

作成
確認 劉錦濤 印

2-6 「第一期南沙群島移民計画」

「第一期南沙群島移民計画」(張振国作成。活字印刷, 作成年月日未記載。近代史研檔案)には, 次の4島への移民計画が述べられている。

「一. 太平島

1. 島長: 一三〇〇メートル 島幅: 三五〇メートル
2. 建築物と井戸: 島上には無人の要修繕の家屋五棟と井戸七がある。
3. 農作物および牧畜。蔬菜を栽培できる。牛・羊・豚・山芋, さつまいも等を□⁴⁾できる。
4. 停泊所: 島の東南に良好な停泊所がある。
5. 家屋を修繕できれば, 六十人が移民できる。

二. 中業島 (太平島の北四二海里)

1. 島長: 六五〇メートル 島幅: 三二〇メートル
2. 建築物と井戸: 建築物なし。井戸一がある。水は清く, 四十人に供給できる。
3. 農作物および牧畜。太平島と同じ。
4. 停泊所: 島の西南に停泊所があるが, 良好ではない。
5. 家屋を建てられれば, 四十人が移民できる。

三. 西月島 (太平島の東北四四海里)

1. 島長: 六〇〇メートル 島幅: 二八〇メートル
2. 建築物と井戸: 島には建築物はなく, 井戸一がある。水は濁り, 修理ののち, 使用できる。
3. 農作物および牧畜。太平島と同じ。
4. 停泊所: 東北に停泊所があるが, 良好ではない。
5. 家屋を建て, 井戸を修理できれば, 四十人が移民できる。

四. 南子礁 (太平島の北一一〇海里)

1. 島長: 四〇〇メートル 島幅: 三〇〇メートル
2. 建築物と井戸: 島には建築物はなく, 井戸が二つある。水は清く, 塩味はしない。水深は三メートル前後である。
3. 農作物および牧畜。蔬菜を栽培できる。島には燐鉍が堆積しているだけで, 農

4) 一字分欠字。

作物・牧畜は条件が劣る。

4. 停泊所：西北角にあり，満潮時に小舟が□⁵⁾乗り付けられる。
5. 家屋を建てれば，三十人が移れる。」

3. ベトナム関係

中華民国外交部檔案には，以下のベトナム関係資料が含まれている。

3-1 「一九五六年七月十三日発外交部收電第3564号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：蔣思□ 地点：サイゴン

発電：45年〔1956年〕7月13日14時0分

受信：45年7月14日10時0分

台北外交部⁶⁾(一) ベトナム外務省政楊庁長は沈祖濤□〔秘?〕書に電〔電話ないし電報〕で尋ねた。中国外交部スポークスマンは十一日，中国政府は艦を派遣して一部隊を選び，南沙群島に上陸した，確かなニュースの有無，新聞で見られると答え，政府の確かなニュースはまだ□，と声明した。(二) ベトナム側がどのようにこの問題を再提議するか，いかに答えるべきでしょうか。蔣思□

3-2 中華民国駐順化領事館「ベトナム西沙・南沙両群島を高望み」(民国四十八年四月分 專題報告)〔ペン書き。近代史研檔案〕

「ベトナムは西沙・南沙両群島を高望みしている

張絢編

- 一. 西沙・南沙両群島の主権は誰に属するか
 - 二. 最近発生した事態
 1. 「ベトナム西沙群島開発会社」の契約
 2. 海南島漁民の拘留
 - 三. 抗議と声明
 1. 共〔中国共産党〕の抗議
 2. ベトナムの西沙群島に対する主権の声明
 3. ベトナムの南沙・西沙両群島に関する照会
 - 四. 今後の事態の変化への注意」
- 「一. 西沙・南沙両群島の主権は誰に属するか

5) 一字分欠字。

6) 「御中：」の省略か？

西沙群島 (Paracel IS.) は、北緯十六度から十七度、および東経一一一度から一一三度の間に位置し、わが国海南島の七洲洋中にあり、榆林港の東南一五〇海里に行き、西にベトナムの海岸から二四〇海里離れ、灘・礁以外に、島嶼十五があり、面積は約三〔平〕方キロメートルである。海南島南面の障壁であり、南洋航路の要衝にあたり、わが国海防の要地である。

南沙群島 (Spratly Is.) は、北緯四度から十二度、および東経一〇九度から一一七度の間に位置し、大小の島嶼九十六があり、重要なものは十二である。面積は一六、〇〇〇平方メートルから三六、〇〇〇メートルである。西沙群島の東南は、東沙・中沙・西沙諸群島と同じく相当重要な戦略的地位を持っており、同群島等は散布区域は広がったので、地理的条件の制限を受け、その中の島嶼は□居のないものはその他の国家の高望みを引き起こすことになった。

わが国の秦・漢以来、海上活動は遠く南海に達しており、隋・唐のときには南海全体がわが勢力の範囲の中にあつた。南宋末年にはすでに西沙群島を発見しており、明の成祖のとき、わが国は南洋と頻繁に往来しており、わが〔広東〕と海南島の漁民はしばしばその地に至り、島には「孤魂廟」が建てられている。三保太監が西洋に下つたが⁷⁾、南海諸島を通過した。西沙群島珊瑚礁の下には「永楽通宝」の貨幣が発見された。その間の永楽島は、明の成祖の年号を名としており、明らかにそれがわが国と悠久の歴史関係があることがわかる。南沙と南海中のその他の諸島は、わが国が発見し経営したものである。すなわち否認すべからざる事実であり、またわが国固有の領土の一部である。

抗戦勝利後、わが政府は日本軍より西沙・南沙等群島を接收し、当時、わが国防部・内政部・連動総部は人員を派遣して永興・中建・太平・中業の四艦に乗り、同群島等に赴き調査・測量を行なったので、西沙群島中の両島は「永興」・「中建」と名づけ、記念とした。永興島には「わが南疆を固めん」との記念碑が建てられた。また、南沙群島の太平島には、石を建て旗を掲げた。南威島には、碑を建てた。「中業」・「太平」両島もまた勝利後に接收した両艦を記念して得られた名である。

二. 最近発生した事態

1. 「ベトナム西沙群島開発会社」の契約書

本年一月六日、ベトナム副総統兼経済部長阮玉書はベトナム経済部主催が主宰し取り決めた契約書において、同契約書はシンガポールの外国の一会社に西沙群島の島麓層を開発することを委託している。ベトナムの「西沙群島開発会社」を代表する者は著名な弁護士で国会議員の陳文斎であり、シンガポール側の某外国会社は一華僑代表である。

7) 「三保太監が西洋に下る」は、鄭和の大航海を指す。

同契約書は取り決めしたとき、まだ正式に公布されていなかった。推測によれば、その内容は、(一) シンガポールの某外国会社は西沙群島の六百万トンを超える鳥糞層の開発の委託を受けた。(二) 当該外国会社によって数千万元が投資され、機器・用具および船舶を購入し、開発工作の用に備えている。(三) 毎年、当該外国会社が最低限五万トンの鳥糞を開発し、ベトナムの「西沙群島開発会社」に供給しなければならない。もしこの量に達しない場合は、罰金あるいは契約が取り消される。

この情報が放送されると、各方面は驚きを感じた。なぜなら、西沙群島はわが領土であり、主権はわれに属するからだ。どうしてベトナム政府の出しゃばりを許容することができるだろうか(一月十五日順48字第0129号代電参照)。ベトナム政府は各方面のこの事に対する注意に鑑み、ベトナム鉱業局が次の声明を発出した。

一. 契約者は民営企業名の契約で契約期間は五年であり、商業協定ではない。

二. 鳥糞の開発数量は、六百万トンではない。同社は、実地調査を経て開発計画を実行する。(甲) 先の六カ月で開発されるものは、あまり見るべきものはない。(乙) あとの六カ月以内には、少なくとも二万トン開発できる。(丙) 二年目から毎年、少なくとも五万トンが得られる。

三. 計画に基づいて開発される鳥糞のトン数は毎年、ベトナムに運び、国家の需要に供せられる。

四. ベトナム西沙群島開発会社は、人材・機材が欠乏している。それゆえ、当該外国会社が採掘に責任を負い、運輸・船舶はベトナム側が責任を負う。ベトナム側に船舶がないときは、外国籍船舶を用いる。

五. 当該外国会社は、必要な機材および中継運輸方法の計画を用意しなければならない。

六. 開発会社は、監督権を保有し、鳥糞を受け取ったのち、初めてサイゴンで支払いを行なう(一月三十日順48字第0142号代電参照)。

2. 海南島漁民の拘留

ベトナム側外務省の声明によれば、本年二月二十二日、ベトナム海軍巡邏支隊は西沙群島に上陸した若干〔?〕の中国人を捕獲し、同島にキャンプを張っている。言語が通じないので、彼らを「越中」の港に押送して調査したところ、その結果、彼らは海南島の漁民であることが明らかになったので、二月二十六日、彼らを釈放し、同時に彼らに十分な食料と水を与え、原地に帰らせた、とのことである。

三. 抗議と声明

1. 匪共〔中国共産党〕の抗議

匪新華社は、匪偽外交部が本年二月二十八日、ベトナムが西沙群島の「道乾」Lucan

島で匪共区漁民を捕えたことに抗議し、ベトナム政府がたびたび西沙群島の中国領土を侵犯したと述べた、と報道した。

匪が最近、出版した雑誌『中国建設』はまた、西沙群島に関する論文を発表した。その趣旨は、匪共海産調査団は六年前に同群島に上陸したことがある。同群島の最大の主島は永楽島で、住民は数百名おり、二百余の工作人員の「国营」肥料会社、調査団団員および気象人員と漁民を含む。島の木造にはすべて「西沙群島はわがふるさと」「西沙群島を建設しよう」等のスローガンが書かれている。また、去年一年間で価値百三十万米ドル以上の海産、十万トンの鳥糞肥料が中国大陸に運ばれたと言っている。また、匪共の言うところによれば、島に派遣されて駐在している人員の多くは朝鮮戦争に参加した「老兵」だという。

同誌が以上に言っているところによれば、匪共がもし真実同群島を占拠しているのなら、経済以外に別に軍事上の企図がある。

2. ベトナムの西沙群島に対する主権の声明

ベトナム政府は本年三月三日、西沙群島の主権について以下の声明を行なった。

「西沙群島は、最近数世紀以来、すでに1802年、嘉隆皇朝はすでに特別部隊を設立し、その名を『黄沙隊』として同群島を防衛させた。同部隊は、わずかにフランスが『越中』に保護勢力を設立したとき、初めて解消され、フランスが防衛責任を負った。1945年三月九日、日本がフランスのインドシナにおける政権を転覆する前夜、西沙群島は依然としてインドシナ防衛隊が占有していた。戦後は、フランス政権がベトナム名義で改めて占領し、同群島に気象台および歩兵の一隊を置き、鎮守させた。1951年のサンフランシスコ市での講和会議において、日本が同群島に対する占領権を放棄し、ベトナム代表団長が改めてベトナムの西沙群島に対する主権を実証した。1956年三月、フランス軍撤退後、ベトナム政府は海軍陸戦隊を同群島に派遣し、フランス軍と交代したのは、ベトナムは最近二世紀以来、あるいはフランス軍を仲介として、あるいは自分の軍隊で実際に同群島を保守しコントロールしており、歴史的観点では同群島はベトナムの所有なのである。」

3. ベトナムの南沙・西沙両群島に関する照会

四月二十八日、ベトナム新聞社サイゴン通信の報道によれば、わが政府は退役軍人を南沙群島に派遣し、鉱産を開発し、ベトナム政府はわが駐ベトナム大使館に照会し、わが政府に伝達させた。同照会は、こう言っている。

「南沙群島は、ベトナムの藩切 (Phan □ [C ?] hick) から二百八十海里の距離にあり、頭頓 (Cap St Jacques) から約三百四十海里の距離にあり、はるかに遠い歴史を追究する必要はない。ベトナムは明命皇朝 (1834) 年にすでに南沙群島を

ベトナム地図に記入しており、当時は長沙群島と名付けていた。法治時代には、同群島は巴地（Boria）省に属し、島には气象台が建てられ、その状況は第二次世界大戦の爆発までで、戦時には南沙群島と西沙群島は同一の運命にあり、日本軍に占拠されていた。戦後、サンフランシスコ講和会議で日本は戦時に占領していた島嶼の権利の放棄を宣言した。ベトナム代表団は、同会議でベトナムの当該両群島に対する主権を改めて表明した。1956年、フランス軍は南沙群島から撤退した。ベトナムは探検隊を同群島に派遣し、ベトナム国旗を樹立した。1956年10月22日、ベトナム大統領は南沙群島を新設立の福綏省の領土内に合併するよう命じた。ベトナム政府は、ベトナムの西沙群島および南沙群島に対する主権をたびたび改めて声明した。」

ベトナム政府の声明と照会について研究・注意に値することは：

- 一. ベトナムがはるかに遠い歴史を追究せず、また当該両群島の主権を遠く遡ろうとしないのは、ベトナムには明らかに問題があるからではないのか。
- 二. 当該両群島は必ず1859年にフランスがサイゴンを占領した前後に、フランス軍が占拠したときでなければならず、フランスのベトナムにおける政権崩壊したのち、ベトナムはそのおかげを受け継いで両群島をおのれがものとしようとしている。
- 三. 阮福映の嘉隆王朝は1802年に成立し、翌年1803年、すなわち清の仁宗嘉慶八年に阮〔グエン〕朝は国使戸部尚書鄭懷徳らを北京に朝貢させ、わが国は嘉隆皇を越南王に封じた。当時、ベトナムはわが国に藩属していた。1834年の明命王朝に至っては、すでに藩に封ぜられたのちのことであり、それよりやや遅い三十一年間のことであり、さらに言うに足りない。

四. 今後の事態の変化への注意

南沙・西沙両群島がわが国領土の一部であることは、歴史・地理・法理と事実について言うなら、すでに議論の余地はなく、ベトナム政府はこともあろうに占領したいと思いい、しかもこれを所有したということは理解に苦しむ。ベトナムがこれを所有する理由は、最近二世紀以来、1802年の阮福映王朝が西沙群島を部隊で守衛し、明命王朝がすでに南沙群島をベトナム地図に繰入れたということであるが、秦・漢・隋・唐から明・清に至るまで、当該両群島にとどまらず、すなわち南海諸島はすべてわが国領土に属するのである。わが政府は最近、西沙群島で発生した問題について沈黙を保持してきた。声明を発表する前まで、あるいは中越が合作して共産主義に抗していたその段階ではベトナム政府を刺激して同盟関係を傷つけたくはなかったからである。

今後、わが国が当該両群島問題を処理するにあたっては、いくつかのことに注意すべきもののようである。一つは、歴史・地理・法理と事実に基づいて、当該両群島問題が

わが国領土であることを改めて表明すべきか否かである。二つ目は、ベトナム政府が軍隊を派遣して当該両群島に駐留するかどうかを注視することである。三つ目は、ベトナム政府が主宰し契約している「ベトナム西沙群島開発会社」とシンガポールの某外国会社との契約は継続して進め、同群島の鳥糞を採掘するのかどうかである。四つ目は、匪共が称している、西沙群島中の永興島に派遣した人員は二百余人で朝鮮戦争に参加した「老兵」だというのは事実なのかどうかである。五つ目は、ベトナムが採掘しようとしている鳥糞で、その島嶼は居住する人がいないのかどうかであり、さもなければ匪共がもし永興島に人員を派遣し工作しているのなら、必ずやベトナム政府と同群島の開発問題のためにまず衝突するだろう。要するに、当該両群島はわが国が南洋を通る要衝であり、防衛の要地であって実に軽視することはできないのである。

要するに、上述の両群島は主権においてもよりわが所有であることはいささかも疑義はないが、固定した住民がいないために、あるいは実際上の占拠がないために、あるいは実地開発がなされていないために、しばしば隣国の攻撃が起こり、最近では四月二十八日の報道によれば、わが政府のスポークスマンの語るところでは、退役軍人を派遣して南沙群島を開発することを考慮すると言っている。もしそれが事実となり、行動で一切を表わすならば、上述の考慮すべきすべての問題はすべて一挙に解決するのである。」

この文書が紹介する「はるかに遠い歴史に遡る」必要はないというベトナム側の主張は、秦・漢の当時、中国地域王朝が南シナ海を領有していた根拠は存在しないから論及する必要はないとの趣旨であろうが、この文書の編者・張絢はベトナム側は「はるかに遠い歴史に遡る」ことができないではないかと主張しているわけである。それはそうに違いないが、だからといって秦・漢の当時、中国地域王朝が南シナ海を領有していたという根拠は存在しないという事実を覆せるわけでもない。

西沙群島海底から見つかった永楽通宝は、沈没船あるいは明の鄭和の艦隊が通過したとき落とししたものと考えられるが、この落とし物は明王朝が西沙群島を領有していたことを証明するものではなく、これをもって西沙・南沙群島が「中国固有の領土」であることを主張することはできないことは正常な思考力・判断力があれば、議論の余地のないことであろう。

中華民国の張絢はベトナムによる南シナ海領有の論拠はフランスによる領有を受け継いだにすぎないという指摘しているが、ベトナム側は1802年、グエン(阮)王朝の嘉隆帝の時代から領有していると主張している。

中国地域王朝清朝とベトナム・グエン王朝との間には朝貢／冊封関係があったが、朝貢／冊封関係があったということはグエン朝が清朝の領土であったということの意味するものではない。また、清朝は漢族王朝ではなく、マンジュ族王朝だった。

明朝の鄭和が大航海で南シナ海を通過したことや南シナ海から永楽通宝が発見されたなどといったことが、「中国」が南シナ海諸島を領有した証拠でもなければ実効支配した証拠でもないことは言うまでもないことだが、「南シナ海＝中国の固有の領土・領海」論が中華民国では少なくともすでに1959年には明示されており、中華人民共和国はこれを引き継いでいるわけである。

中華民国とベトナム（南ベトナム）の関係は、これまで中国とベトナムの共産主義勢力との対抗関係の中で同盟関係があったが、ここに至って国境紛争が発生したという認識である。

この文書の記述によれば、永興島・中建島・中業島・太平島については英語名からの訳ではないが、中国古来の命名でもなく、中華民国軍艦名からの採用であった。

4. フィリピン、クロマの「自由国」運動関係

中華民国外交部檔案には、以下のフィリピン関係資料が含まれている。

東アジア太平洋戦争終了後、フィリピンは1946年7月4日に独立国家として誕生したが、その後直ちに中華民国とフィリピンは南シナ海をめぐる対立を開始した。中華民国政府檔案はフィリピンのクロマの活動に関する情報を収めている。

(1) 「陳之邁一九五六年七月十八日發外交部收電第3640号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：陳之邁 地点：マニラ

発電：45年7月18日3時16分

受信：45年7月18日17時16分

「台北外交部⁸⁾今朝 NEBI 大使⁹⁾の密告では、彼はすでにフィリピン大統領に対する建議をするつもりであり、CLOMA の南沙に対する企図は純粹に商業普及的性質 PROMOTION SOHEME¹⁰⁾であり、フィリピン政府は支持すべきではないと考えています。この建議は、フィリピン内閣の決定を待って、外交ルートでわが方に通知されます。その他は続報します。陳之邁

(2) 「駐フィリピン大使館一九五六年七月十九日發外交部收電第3659号」〔タイプ印刷。

近代史研檔案〕

発信者：大使館 地点：マニラ

発電：45年〔1956年〕7月19日10時28分

受信：45年7月19日15時30分

8) 「御中：」の省略か？

9) 「NEBI 大使」は不明だが、フィリピン側の官吏を指すと見られる。

10) 「SOHEME」は不明。

「台北外交部八一七号電拝受しました。(一) フィリピンの閣議は、南沙に関する声明の討論に及びませんでした。(二) わが軍は南沙に進駐し、フィリピンの在外居留民は大変興奮しており、政府に対する信頼は大いに増しています。これは、南沙問題の意外な収穫と言えます。(三) フィリピン在居同胞は自発的に南沙駐留軍に寄付し慰労しており、十二日からすでにフィリピン通貨で千六百余元に達しており、各方面は引き続き呼応しているところです。寄付金は現在、大中華日報社に保管されています。いかに支出するかご指示ください。駐フィリピン大使館印

註：八一七号来電—南沙に関する件」

(3) 「クロマは秘かに南威島に赴いた」 央秘参 (45) 第761号〔ペン書き。近代史研檔案〕

「(中央社マニラ二十一日合衆電) フィリピンの弁護士兼商人クロマは本日の報道でこう言っている。：南海中で紛争となっている南威島に対する中華民国の主権要求は、明らかにすでにその武力政策を□受けている。彼はまたこう言っている。：これは、感服に値する態度だ。

中華民国・中共・南ベトナムおよびフランスと競って南威島に対する主権要求をしているクロマは、先週、中華民国が軍を同地に派遣し、中国の主権を確保したとの報道を入手した□〔後? のち〕、秘かに紛争中の同群島に赴いた。彼の秘書は本日午後、クロマの電報を受け取った。同電報は、彼が改めて自由国と命名した領土には、中国国軍の形跡はないと言っている。彼はこう言っている。：彼はマニラに帰る道すがら実に愉快であった。四五・七・二十一」

この記事では、クロマによる南シナ海諸島の命名は「自由国」となっている。

(4) 「クロマの野心は生きている

依然南沙活動を継続し拡大しようとしている」 央秘参 (45) 第769号〔ペン書き。近代史研檔案〕

「(中央社マニラ二十五日合衆電) フィリピン商人クロマは本日、合衆社記者に次のように語った。：彼は、彼が争っている南威島あるいは南沙群島の活動を継続し拡大しようとすでに決めた。また、中華民国が「われわれに干渉しない」ことを希望すると表明した。クロマは、フィリピン政府が同群島——彼が称するところの「自由国」——、(クロマが) 主張するところの所有権要求を支持していないという一事実は別に意に介していないようだ。彼は語った。：「わたしは、単独でこの事に従事している。わたしは引き続き独自にこの事を進めるつもりだ。」中華民国・中共・南ベトナムおよびフランスは、いずれも同群島に対する所有権を主張しているが、今に至るまでクロマの同地における活動に反対しているのは中華民国がもっとも激しい。クロマは現在、二十二人で同

群島で漁業に従事している。彼らの指導者は、クロマの弟、フィレモンで、彼はクロマが任命した「自由国」の「行政官」である。クロマは、聞くとおろの中華民国が彼を「自由国」から放逐しようとしているとのニュースにはとりあっていない。彼は語った。：「わたしは、彼らはわれわれに干渉しないだろうと思う。」彼は語った。：彼の人員は今まで「自由国」で中華民国のいかなる部隊にも遭遇しておらず、最近、同島に赴いたのち、帰ってきたクロマは言っている。彼が知るところでは、中華民国は同島にいかなる駐留軍も派遣していない。彼は、中国人が最近、同群島の中で最大の島嶼、太平島に至り、「国旗一本を掲揚したのち、直ちに立ち去った」。

四五・七・二十五]

この記事が正しければ、フィリピン政府はトーマス・クロマの自由国にまだ関わっていないことになったことになる。

(5) 「中央社電 クロマ、日本でドタバタ劇」 央秘参 (45) 第745号 [ペン書き。近代史研檔案]

「(中央社東京九日専電) フィリピン商人で新聞記者と自称しているクロマは、現在すでに日本に来ており、彼の主張する南沙群島に対する主権という『しろもの』を販売している。

クロマは、南海島嶼の大統領と自称しており、彼は九日午後、彼のために挙行された記者招待会でこう語った。彼が日本に来た任務は「わたしは自由国（すなわち南沙群島を指す）の刻苦奮闘を継続し、国際問題とさせる」ことである。彼は、こう語った。彼は香港に行き、サイゴン・その他東南アジアの国家およびその他の国家と『彼の領土権利に対する保障』を求めつもりだ。

クロマは、事前に準備した声明の中でこう言っている。彼は、すでに日本情報□(省?) 次官担当および現在、東洋貿易会社総裁である奥村を自由国駐日総代表として派遣した。

このフィリピン人は、こう言っている。彼は『自由国が日本商人・実業界および漁民と平和共存することを主張し、かつ歓迎する。』

記者招待会でクロマは若干の地図および印刷物のファイルを提示した。その中に「自由国」の地位の宣言および『自由国政府』の成立公告などがある。

クロマは、こう語った。：『自由国政府』一九五六年七月六日、成立を宣言し、すでにフィリピン政府の『承認』を獲得した。

四五・八・十]

(6) 「中央社電 クロマ、東京から香港に到着」 央秘参 (45) 第803号 [タイプ印刷。近代史研檔案]

「(中央社香港十四日合衆電)「自由国大統領」と自称しているフィリピン人クロマは本日、東京から当地に到着し、彼の島国のために当地で代表一名を探している。

彼は、記者招待会で次のように語った。：『わたしが調査によって得られたところを観察したところでは、中華民国がとっている立場は世界でいかなる良好な反応あるいは公共関係を生み出し得ない。』

彼は、こう語った。：『中華民国はもっと大きな島嶼でその解放を待っているとき、われわれが無用だと思っている一群の島嶼のために、少数の個人と敵対するのは実に無意味だ。』

彼の意見によれば、彼はこの一群の『無用』な島嶼を入手することは商業面でそれを用いて海産物を発展させて初めて真に使い道があると考えている。

彼は、こう語った。：当面、彼は正にその仲間が同地で捕獲される漁獲産物を別の場所に運んで販売し利益を得ている。彼は、こう語った。彼は、『この一群の島嶼は確かに良好な投資の場所であり』、それを獲得した。なぜなら、彼は当地に商業的価値があると思っているからである。

四五・八・十五]

(7) 「中央社電 クロマが事もあろうに港〔香港〕で記者を招待した」 央秘参 (45)

第805号〔ペン書き。近代史研檔案〕

「(中央社香港十四日電)『自由国大統領』と自称しているフィリピン人クロマは本日、記者招待会で次のように語った。：『もし中華民国が彼らがつとに南沙群島を占領したと証明できるなら、わたしはわたしの同群島に対する権利の主張を放棄するつもりだ。』

クロマは、紛争が起こっているあの群島について、彼が現在□している立場をこう語った。：『わたしは、中華民国およびその他四つの同群島に対して提出している□¹¹⁾〔のと?〕同様に権利を主張している国家が参加する会議でこの問題を解決することとした』と宣言した。

「(中央社香港十四日電)『フィリピン探検家』および『自由国』発見者とみずから宣言している本日、中華民国に個人旅行するつもりだが、『台北がわたしを招待するのを待ってそこへ行く』ことにしたいと表明した。

クロマは、奥村という名の日本商人と知りあい、自分の東京の代表としたのち、本日、東京から当地に空路帰ってきた。彼は、こう語った。：彼は、当地に滞在するこの三日間に香港に居留する一人の代表を□□したい。彼は、当地よりサイゴンに飛び、その後、□オーストラリアに向かうだろう。

11) 「□」の前の「(」が欠けている。

四五・八・十五」

- (8) 「中央社電 クロマ，南沙移民を妄想」 央秘参 (45) 第835号〔ペン書き。近代史研檔案〕

〔(中央社マニラ一日専電) 南沙群島に対する主権をでたらめにも主張していたフィリピン人クロマは本日，次のように述べた。：彼は，某□〔国?〕 難民と接触を組織し，その「自由国」を収め，国際移民地に改変しようとした。

クロマは昨夜，香港から帰ってきた。彼は，こう語った。：移民はニカ月以内に南沙に到着し始める。彼は，こう語った。：彼がフィリピン政府に□〔一字文字が抹消されている〕 求めているのは，その諒解を求めていることだけである。

四五・八・二十七」

- (9) 「中央社電 クロマ，アメリカに赴き国連にでたらめな要求を提出しようとしている」 央秘参 (45) 第932号〔ペン書き。近代史研檔案〕

〔(中央社マニラ一日専電) 南沙群島に対する主権を主張していたフィリピン人クロマは本日，次のように述べた。：彼は国連に彼の要求を提出しようとしている。

クロマは本日，飛行機で香港に飛び，乗りかえてアメリカに赴いた。彼は語った。：彼は記録フィルムを一本携帯している。そのフィルムの名称は、『自由国』で，彼が南沙群島を発見した各種の活動を記録している。クロマは，南沙群島を『自由国』と命名した。

四五・十・一」

- (10) 「駐フィリピン大使館一九五六年十月三日発外交部収電第5506号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：大使館 地点：マニラ

発電：45年10月3日1時25分

受信：45年10月4日8時50分

〔台北外交部御中：フィリピン人 COLOMA は，このほど港へ飛び，乗りかえてニューヨークへ向かいました。彼は，この旅行では南沙で実際に撮影したフィルムを携帯しており，国連およびその他世界的組織で上映するつもりであり，これは弁護士に□〔助? 依頼して〕，それを『自由地区』とし，国連檔案処〔資料館〕に登記し，RKO 映画会社と交渉し，上述のフィルムを同社に売却して世界各地で上映するつもりとのことです。謹んでご報告申し上げます。

駐フィリピン大使館印

この電文では，クロマによる南シナ海諸島の命名は「自由地区」となっている。

(11) 「駐フィリピン大使館一九五六年十月四日發外交部收電第5516号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：大使館 地点：マニラ

発電：45年〔1956年〕10月4日16時1分

受信：45年10月4日17時5分

「台北外交部御中：四日ロイター社ニュース：わが軍艦は先日、フィリピン人 CLOMA の漁船一艘を捕獲したとのことである。事実かどうか、フィリピン紙の者が問い合わせてきましたが、いかが回答すべきでしょうか。速やかにご指示ください。

駐フィリピン大使館」

(12) 「中央社電 フィリピン外務省一法律顧問、南威島主権を語る」 央秘参 (45) 第98号〔活字印刷。近代史研檔案〕

「(中央社マニラ九日合衆電) フィリピン外務省の一官僚は本日、次のように語った。：フィリピン政府は、中華民国海軍部隊が紛争を発生させている南中国海島嶼でフィリピン人を拘留し彼らの武装を解除した件に対し直ちに『抗議』を提出すべきである。フィリピン外務省法律顧問の阿利格萊度は次のように語った。：中華民国は、国際法上の法的基礎をもって南威島に権力を行使しているのではない。もし同島が彼の専有財産同様であるなら、第二次大戦中の同盟国だけが南威島の処置に権利を有するのだ。阿利格萊度は次のように強調した。：前回の戦争以前には日本が有効に同群島を占有していた。しかし、日本が同盟国に敗戦したのちは、日本は同群島を戦勝国に割譲せざるをえない。彼は、こう語った。：上述の土地の〔領有権の〕移転はサンフランシスコ平和条約中でこのように規定された。阿利格萊度は次のように語った。：中華民国は、わずかに若干、同群島に対してその所有権を主張する者の一つであるにすぎない。そのほか、さらに中共・ベトナム・フランスおよびフィリピン海事学校校長クロマがあり、クロマは南威島に対してその所有権を主張し、中華民国は同島は南沙群島の一部に属すると声明している。阿利格萊度は、こう語った。：「これらの互いに衝突する主張があるので、所有権問題は同盟国および国連に提起して最後の決定を行なうべきである。〔1〕¹²⁾ 阿利格萊度は、こう語った。：最後の決定を行なう前に、中華民国はいかなる同盟国の人民が南沙群島の天然資源を開発することに対しても威嚇あるいは阻止するいかなる権利も持たない。

四五〔1956年〕・十・九」

この記事によれば、フィリピン外務省法律顧問の阿利格萊度は、サンフランシスコ平和条

12) 「」のあとの「」が欠けている。

約を根拠とし、「戦勝国」の一員として中華民国・中共〔中華人民共和国〕・ベトナム・フランスとともにフィリピンは南威島に対する領有権を主張しうる立場にあることを表明したのであった。また、彼は、日本が「同群島」を占有していたと述べることによって日本が占有していたのは南威島一島にとどまらず、「同群島」すなわち南沙群島に及んでいたとの認識を示したわけである。彼は、この発言で「同群島」の範囲には触れていないが、日本の言う新南群島が南沙群島を含むとの認識でもあることを意味する。

(13)「中央社電 クロマ竜頭蛇尾、国連に南沙問題提出を放棄」 央秘参(45) 第1030号
〔ペン書き。近代史研檔案〕

〔(中央社ニューヨーク国連本部十八日合衆電) 南沙群島に対する主権を主張していたフィリピン人クロマは本日、次のように述べた。：彼は、南中国海で紛争が発生している島嶼について国連が早期に行動を採用するようにとの希望をすでに放棄した。

しかし、彼は慌ただしく□〔フィリピン?〕政府がこの問題に対する□興味を引き起こすよう□力を尽くしている。彼は、この事は必ずやいつの日か国連を悩ませることだろうと信じている。

クロマは、数日前にニューヨークに到着し、国連にこの問題を提出した。彼は、その気持を語ったときから、彼が彼の国連の職権に対する理想が高すぎたことをすでに知っていたことを承認した。

彼は、フィリピン駐国連首席代表賽□諾のやめるようにとの忠告を受けた。賽□諾は、次のように説明した。：会員国政府だけが国連総会にこの問題を研究するよう要求することができる□〔夠?〕。フィリピン政府は、クロマを激励したことはあるが、この事を国連に提出したいと表明したことはない。

クロマは、彼が当地でなしうる事は地図・写真およびその他の資料を国連の図書館管理員に渡すことだとすでに確信している。

彼が届けたいと思っている取声〔録音テープであろう〕は、こう言っている。：『われわれは、新しい領土の□要求は将来の某□〔時?〕に国連秘書処あるいは□□〔収蔵?〕が必要と思ったら、(□〔如?〕もしも□〔非?フィリピン〕が必要な場合)、この土地に関係する背景資料の記録を参考にするものと十分かつ誠実に確信している。』

クロマは、次のように言っている。：同群島が共産党の手中に陥る可能性は、数カ国の政府に警戒心を保持させなければならない。

彼は、言っている。：『わたしは、それらの民主国家、特にフィリピンにとっての重要性を理解している。』

『わたしは、フィリピン政府がわたしを支□〔援?〕するか、あるいは同群島に対する権利を主張する一方がこの事を国連に提出するかすることを□□、同時に、わたしは

大衆の興味を引き起こし、国連に注意を促すよう希望する。』

四十五年〔1956年〕十月十九日〕

- (14) 「中央社電 小クロマは中国海軍が彼らが建てた家屋を焼却したと言っている」
 央秘参 (45) 第1013号 四十五年〔1956年〕十一月十六日〔ペン書き。近代史研檔案〕

〔(中央社マニラ十五日専電) 小クロマ (クロマの弟で、最近わが兵艦によって南沙群島で拘留された漁船の船長) は十五日にこう言っている。: 中国部隊は彼ら一行が南沙群島で建造した三棟の家屋を焼却した。〕

小クロマは昨日午後、記者招待会でこう言った。: 彼は次の内容の署名を強要され、□□〔略〕こう述べた。彼は中国の領土に侵入しないだろう。しかし、彼はこう言った。彼はクロマが改めて「自由国」と命名した南沙群島が中国領土の一部であることを承認しない。

四五〔1956年〕十・十六〕

- (15) 「中央社電 国連に南威島の委託管理を要求するようクロマがフィリピン政府に促した」 央秘参45 第1111号 四十五年〔1956年〕十一月二十七日〔ペン書き。近代史研檔案〕

〔(中央社マニラ二十五日合衆電) フィリピンの南威群島主権を要求するクロマは昨日、次のように語った。: 彼は国連が□中国の南海群島を委託管理し中共が手を出すのを防ぐよう止式〔正式?〕に要求した。〕

クロマは、語った。: 彼は、報道で共党〔共産党〕の潜水艦が同群島に出現したと聞いたのち、この決定を行なった。同群島はフィリピンとベトナムの中途付近に位置する。

クロマは、語った。: 『わたしは、この種の発展 (共産党の潜水艦の出現) を予見する。もし中華民国が武力でこの島嶼に迫るのなら、わたしは中共がやって来るものと予見する。』 中華民国が現在□軍事単位を派遣して同群島に赴くのに続いて、クロマのフィリピン人を駆逐するだろう。

クロマは、語った。: 彼はフィリピン外交協会の委員に同行してもらい、二十七日に副大統領兼外務大臣加西亜にお会いする。彼は、語った。: 彼らは極力正式な政府としての行動を採用するだろう。

フィリピン政府はつとにクロマの権利の主張を表明しているが、政府としての立場を採用することを拒絶している。本日、クロマはおそらく政府が彼の立場を裁可することをかちとるだろう。アメリカ第七艦隊は常に定期的に同群島を巡邏している。

四十五年十一月二十五日〕

(16) 「外交部収電第〇八七一号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：田万城 地点：恵□頓

発電：四十六年〔1957年〕二月九日十四時四十五分

受信：四十六年二月九日十五時〇分

「台北外交部御中：第一七二号電を拝受しました。クロマが紐〔ニュージーランドか?〕で燐鉱を販売することを協議した件、先に外務省助理次長皮瑞と協議しました。彼は、フィリピン人が同群島に対する所有権を宣告したのはでたらめで滑稽だと思っています。了解を得て明らかになりましたら改めてご報告します。今はまた亞洲司長を尋ね、昨年クロマを代理し、このために紐〔ニュージーランドか?〕外交部の書簡を送りました。國務総理の訓示を奉じ、昨年七月また紐〔ニュージーランドか?〕政府に同所有権について決して承認を与えないと告げた云々とのことです。燐鉱の件については、紐〔ニュージーランドか?〕国のこの事業の経営者がきわめて多く、勢いいちいち質問しにくい。しかし、過去の経験に基づき、紐〔ニュージーランドか?〕の商人はこれまできわめて慎重であり、この項目の貿易に類似するものはいずれもまず外務省の意見をきくが、今まで質問する者はなかった。この鉱産物は時たまわずかな輸入があるのを除いて、大部分は屋崙イギリス鉱産管理処が統一的に処理している。同司長は特に考慮すべきものはないが、随時注意すべきと考える云々とのことです。田万城回

付注：一七二号去電一フィリピン人クロマと紐〔ニュージーランドか?〕商人が南沙の燐の販売を協議した件。」

(17) 「外交部収電第1073号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：大使館 地点：マニラ

四十六年〔1957年〕二月十九日

発信：46年2月19日4時10分

受信：46年2月19日17時0分

〔急〕台北外交部御中：四二七号電を拝受しました。

(一) ご命令に従い声明を發表しました。

(二) □〔「職」=わたくし?〕は、今朝フィリピン副大統領兼外務大臣を訪問し、抗議を提出し、あわせて重ねてわが国の立場を述べました。

それに対する回答は、次の通り。：彼がクロマに与えた書簡で述べていることは、フィリピン外務省が昨年六月フィリピン大統領に上程した意見書のことすぎず、つとにわが方に告知している。彼は、繰り返し同書簡の内容はフィリピン政府の政策を代表しておらず、当該政策はフィリピン大統領の決定を待っている。これは、昨年六月以来の状況であり、変更はない。

□〔職? わたくし〕が言ったことは：今回の兼外務大臣のフィリピン大統領を代表しての答弁であり、それゆえ同じではない。

彼の答えは：事柄はそのようであるとはいえ、決して大統領の意見を代表してはいない。

□〔職? わたくし〕はさらにこう言いました：中国は現在、南沙に部隊を駐留させている。クロマが人を派遣して〔南沙に〕行くなら、流血事件が起これ、中国・フィリピン国交関係に影響する恐れがある。

彼の答えは：この類の事件は、極力避けるべきである。それゆえ、□クロマの意見を尋ねてみる。わが方の以前の建議を援用し、わが国と合作して南沙の資源を採掘するかどうか。もしクロマにはたしてこの考えがあるなら、さらにわが方に通知されたい。共同して中国・フィリピン両国の□〔法?〕律に符合する具体的方法を検討する。

(三) フィリピン大統領の態度は、非公式の問い合わせであったため、まだ変更のあとは見られませんが、謹んでご報告申し上げます。陳之邁

註：四二七号去電—南沙群島事案」

(18) 「外交部収電第3168号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：大使館 地点：マニラ 四十六年〔1957年〕五月十五日

発信：46年5月15日17時54分

受信：46年5月16日8時30分

〔急電〕台北外交部御中：六二二号電拝受しました。(一) 合衆社〔UPI 通信社であろう〕マニラ記者に査□〔「査□」は「問い合わせたところ」か〕、13日、クロマの人員が行□の□訊、完全に□□□〔トーマス・〕クロマが語ったところによっており、このほかに傍証はありません。(二) また、二つの異なる方面の情報によれば：クロマの一部の人員が南沙の某島に行ったことがあり、島でアメリカの軍事要員に出会い、路上にレーダー・ステーションが一つ設置されていました。一度の衝突□ののち、クロマの人員は直ちに退却しました。(三) 米レーダー・ステーションの一点に関しては、ある人がアメリカ駐フィリピン軍事参謀団に問い合わせたところ、軍事参謀団は否定しませんでした。(四) クロマ本人は、このためアメリカ駐フィリピン大使館を訪れましたが、状況は不明でした。ただクロマは、中国政府と論争するのは面倒だと語ったことがあります。それに加えて、アメリカ側はさらに複雑です。(五) 合衆社電では、クロマの人員が上陸した地点は IRINEA ISLAND であり、貴電の言う南子礁とは異なります。(六) クロマは誇張が好きで、今回言っているところは確實性に疑問なしとしません。わが駐軍およびその他の方面が実証したのち、□〔勤? 謹んで〕ご命令に従い、フィリピン外務省に照会し、余□上程します。駐フィリピン大使館印〕

(19) 「外交部収電第3175号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：陳之邁 地点：マニラ 四十六年〔1957年〕五月十六日

「台北外交部御中：三〇五号電計□。□今朝アメリカ駐フィリピン代理を訪問し、南沙問題に言及しました。密告によれば、クロマの人員は確かに NORTH DANGER 島に行っており、アメリカ測量隊十二人と遭遇し、直ちに退却し、アメリカは同島を測量したが、まだレーダー・ステーションは設置しておらず、アメリカは南沙各島を測量しており、またフィリピン外務省に通知したとのことです。クロマの人員が南沙に行ったことは、すでに証明されており、直ちに六二二貴電に基づきフィリピン外務省に照会いたしましょうか。あるいは直接フィリピン大統領を訪問し面談いたしましょうか。ご指示ください。陳之邁」

これに対し、中華民国外交部は、次の(21)の電文を送った。

(20) 「外交部四十六年〔1957年〕五月十六日駐フィリピン大使館あて電文写し」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

「駐フィリピン大使館御中：会密〔「会密」は削除されている〕。第三〇五および三〇六号電受領しました。(一) Irinea 島は、クローマが南子礁を変更した名称である。同島は双子礁(North Danger)の一部である。同館の昨年五月二十八日第一二九二八号代電付属文書を確かめられたい。(二) アメリカ軍事要員が南沙群島で地形の測量を行っていることは、昨年末わが方に通知があり、別に代電で詳らかにする。(三) クローマの人員が不法に南沙群島に上陸しようとしたことは、すでに証明されており、直ちに六二二号電の指示に照らし各点を斟酌してフィリピン外務省に提出されたい。また、処理の状況を外交部に打電されたい。外交部(東¹³⁾)」

(21) 「外交部収電第3315号」〔タイプ印刷。近代史研檔案〕

発信者：大使館 地点：マニラ 四十六年〔1957年〕五月二十二日

「台北外交部御中：六二八号電拝受しました。ご指示に従いフィリピン外務省に照会いたしましたので、副本を航空便で上程します。また、AP 通信社二十一日台北電によれば、わが国防部スポークスマンはわが方はフィリピン人の一隊が南沙に上陸したのは確かだという報告を受けていないとのことです。クロマの人員が確かに南子礁に上陸を企てたことがあるので、これがフィリピン外務省に照会した根拠です。もしわが方が上陸のことを否認すれば、立場はなくなり、かつはクロマの分不相応な心を引き起こすことがおもんばかれるところです。謹んでご報告し、ご検討をお願いします。駐フィリピン大使館

13) 「東」は「一日」を表わす電報用表記。

付注：東六二八号去電一クロマ事案」

小 結

中華民国および中華人民共和国は、南シナ海は秦・漢以来、中国の領土・領海と主張しているが、領有の根拠となる証拠はない。

日本人平田末治は1917年、西沙群島と新南群島を開発した。日本は、東アジア太平洋戦争の過程で新南群島を占領したものの、敗戦により領有を放棄した。

ベトナムは、19世紀のグエン朝以来、南シナ海を領有していたと主張している。

フランスは1938年、西沙群島の一部に対し、占領宣言を行なった。

中華民国による南シナ海諸島の名称は、西洋名がもとで、中華民国名は基本的にそれを漢字訳したものであり、一部それを改訂したものだ。中国側文書によれば、永興島・中建島・中業島・太平島は東アジア太平洋戦争が終結し、日本による南シナ海の領有放棄後に中華民国が派遣した軍艦名からとった島名とのことであり、これらも古来中国が付けた島名ではないと言っているのである。また、永楽島の名は、明の永楽帝から取ったものではあるだろうが、表2-1では「旧名」欄は空白で、「日本名」「英名」はあるが、「新名」として出てくる。永楽島の名は、いつ付けられたものなのか不明なのである。表2-2にも表2-3にも永楽島の名はないのである。

フィリピンは、第二次世界大戦の終了後、独立し、その後、南シナ海諸島の一部に対する領有を主張し始めたが、当初は民間人トーマス・クロマが南シナ海諸島に「自由国」を樹立し、のちにフィリピン政府がこれを承認し、フィリピン国家としての主張として発展させたものであった。

思うに、西「沙」群島・南「沙」群島という中国名称からわかるように、南シナ海諸島の大部分は砂州や岩礁なのであり、前近代においては誰も領土意識・領有意識は持っていなかったのではないかと。要するに、国境による分割が行なわれていなかった地球上の最後の地域のひとつとしての南シナ海諸島の分割をめぐる争いというのが、南シナ海問題の根本的性格なのであろう。